

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき就業規則第2条第1項第1号および第2号に規定する事務職員および事業職員（以下「正職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 この規程に定める給与は、給料及び諸手当とする。

2 前項に規定する諸手当は次のとおりとする。

- (1) 管理職手当
- (2) 扶養手当
- (3) 時間外勤務手当
- (4) 休日勤務手当
- (5) 住居手当
- (6) 通勤手当
- (7) 単身赴任手当
- (8) 期末手当・勤勉手当
- (9) 職務手当

(給与の支給)

第3条 給与は、月給制とし、月の1日から末日まで（以下「支給期間」という。）の給与の支給日は21日とする。ただし、その日が就業規則第18条第1項に規定する休日に当たるときは、その日の前においてその日に最も近い休日でない日に支払う。

2 前項の規定にかかわらず、給与を直接現金で受け取るべき者の同意があった場合には、その全部または一部を、そのものの指定する銀行その他の金融機関の預貯金口座への振り込みの方法により支払うことができる。

(新任、休職、復職、昇給、退職及び死亡の際の給与計算と支給)

第4条 新任、休職、復職及び昇給の場合の当初の給与は、その発令の日から支給する。

2 退職の場合の給与は、その退職の日まで支給する。

3 死亡の場合の給与は、その月まで支給する。

4 第1項第2項の規定により給与を支給する場合であって、前条第1項に規定する支給期間の全日数に達しないときは、その支給期間の全日数から就業規則第18条に規定する休日の日数を差引いた日数を基礎とし日割りによって支給する。

(給与の端数処理)

第5条 給与の支払いにあたって1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて支給する。

第2章 給料

(給料表)

第6条 職員の給料は、事務職員給料表(別表1)および事業職員給料表(別表2)により予算の範囲内で会長が定める。

2 職員に適用する給料表は、次の各号のとおりとする。

(1) 事務職員給料表：就業規則第2条第1項第1号により雇用された事務職員

(2) 事業職員給料表：就業規則第2条第1項第2号により雇用された事業職員

3 就業規則第2条第1項第1号により雇用された職員が就業規則第2条第1項第2号による業務を兼務するときは事務職員給料表を適用する。

(初任給)

第7条 新たに職員となる者の給与は次の各号とする。

(1) 事務職員：事務職員給料表 1級5号給

(2) 事業職員：事業職員給料表 1号給

2 前項の規定にかかわらず新たに職員となった者の学歴、職務経験等により、別表3により在職年数に加算する。

3 新たに採用する職員の初任給の決定に対しては様式第1号の算定調書により行う。

(級別標準職務)

第8条 事務職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合いに基づき、これを別表1の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表4に定める級別標準職務表のとおりとする。

(昇給及び昇格)

第9条 職員の昇給は、第5項に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号級数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の4号給(事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級である職員にあっては、3号給)とすることを標準として別表11に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳に達した職員は、前2項の規定にかかわらず、当該年齢に達した日後にお

ける最初の4月1日以降は、昇給を行わないものとする。ただし、当該職員で第1項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り同項の規定により昇給させるものとし、この場合における昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の給料月額がそのものの属する職務の級における最高の号給である間は昇給しない。

5 昇給の時期は、毎年1月1日とする。

6 事務職員において昇格（職員の職務の級を同一給与表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合には、次の基準により、その職務に応じその者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

（1）主事は、1級職を原則とするが給与月額が1級33号給12月経過以上のものでかつ1級職在級8年以上なるもので勤務成績が良好な場合には2級職に格付けする。

（2）主査は、2級職を原則とするが給与月額が2級21号給12月経過以上かつ2級職在級5年以上のもので勤務成績が良好な場合には3級職に格付けする。

（3）係長は、3級職を原則とするが給与月額が3級25号給12月経過以上かつ3級職在級9年以上のもので勤務成績が良好な場合には4級職に格付けする。

（4）課長、支所長及び参事は、4級職を原則とするが、給与月額が4級29号給12月経過以上かつ4級職在級9年以上のもので勤務成績が良好な場合は5級職に格付けし課長、支所長であって5級41号以上かつ5級在級8年以上のもので勤務成績が特に良好な場合は6級職に格付けする。

（5）事務局長は、5級職を原則とするが給与月額が5級41号給12月経過以上かつ5級在級8年以上なるもので勤務成績が良好な場合は6級職に格付けする。

7 前項の規定により昇格させた場合におけるその者の給料月額は、昇格した日の前日に受けていた号級に対応する別表12に定める昇格時号級対応表の昇格後の号級欄に定める号給とする。

8 昇格した日の前日に受けていた給料月額が昇給した職務の級の最低の号給と同じ号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）に達しない号給であるときは昇格した職務の級の最低の号給とする。

9 平成16年4月1日において、合併前、平成16年4月1日に支給されるとされていた給料月額が当日の職務の級より下位の場合は、その職務の級において平成16年4月1日に支給されるとされていた給料月額の直近上位（その給料月額がその職務の級の最低の号給の額を下回っている場合にはその職務の級の最低）の号給とする。

(管理職手当)

第10条 管理職手当は、管理または監督の地位にある次の職員それぞれに定める月額を支給する。

(1) 事務局長 41,000円

(2) 課長、支所長 37,000円

2 前項に定める職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次の各号の1に該当する場合は管理職手当を支給しない。

(1) 勤務しなかった場合

(2) 外国に出張の場合

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族を有する職員すべてに対して支給する。

2 前項に規定する扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届け出をしてないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 満22歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者(民法第725条の規定による法定親族関係の者に限る。)

3 前項第1号から第5号に規定する扶養親族に年額1,300,000円以上の所得がある場合または他の扶養親族となっている場合は、扶養手当は支給しない。

4 扶養手当の月額は、別表5に掲げる額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号の1に掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちに扶養親族届(様式第2号)により届けでなければならない。

(1) 新たに扶養親族たる用件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる用件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以降最初の3月31日の経過により、扶養親族たる用件を欠くに至った場合を除く。)

6 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に前項第1号に規定する事実が生じた場合、職員の扶養親族の一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合または職員の扶養親族たる子で同項の規定による届け出にかかる者のうち特定期間にある子でなかった者が特定期間となった場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌日(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、またはその支給額を改定する。ただし、扶養手当の開始については、同項の規定による届出がこれに

かかる事実の生じた日から 15 日を経過した後になされた場合においては、その届出を受理した日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（時間外勤務手当・休日勤務手当）

第12条 就業規則第17条に規定する時間外勤務を命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して勤務1時間につき勤務1時間あたりの給与額に100分の125（その勤務した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）の割合を乗じた額を支給する。ただし、当該時間外勤務が1か月につき60時間を超えた場合には、その60時間を超えて勤務した時間に対して勤務時間1時間につき勤務時間1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）の割合を乗じた金額を支給する。

2 就業規則第19条に規定する休日勤務を命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して勤務1時間につき勤務1時間あたりの給与額に100分の135（その勤務した時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160）の割合を乗じた額を支給する。

3 第1項から前項までの勤務1時間あたりの給与額は、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたものを減じた数字で除して得た金額とする。ただし、その金額に円未満の端数が生じたときは、これを円単位に四捨五入した額とする。

4 第1項及び第2項に規定する手当は、毎月末日をもって締切り、翌月の給与支給日に支給する。

（住居手当）

第13条 住居手当は、次の各号の1に該当する職員に支払う。

(1) 自ら住居するための住宅（貸間を含む。）を借受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（職員の扶養親族たる者が借受けた住宅に居住し家賃を支払っている職員及び職員の扶養親族または配偶者若しくは一親等の親族と共同して借受けている住宅に共に同居し、その生計を主として支えている職員を含む。）

(2) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借受け、家賃を支払っているもの。

(3) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件にかかる子が現に居住している住宅（職員が単身赴任手当の直前に居住していた住宅またはこれに相当する住宅に限る。）を借受け、家賃を支払っているもの。

2 住居手当の月額は、別表6に掲げる額とする。

3 新たに支給要件を具備するに至った職員及びすでに住居手当を受けている職員でその支給月額を変更すべき事実が生じた場合は、住居届（様式第3号）に契約書

の写し等関係を明らかにする書類を添付して速やかに届け出なければならない。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次の各号の1に該当する職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ自動車等を使用することを常例とする職員

2 前項の規定にかかわらず前項各号に掲げる職員のうち交通機関を利用し、または自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が2キロメートル未満であるものには、通勤手当は支給しない。

3 通勤手当の月額は、別表7に掲げる額とする。

4 通勤手当を受けるべき職員が、出張、研修、休暇、休職その他の事由により支給期間の全日数にわたって通勤しなかったときは、その支給期間にわたる通勤手当は、支給しない。

(単身赴任手当)

第15条 単身赴任手当は、赴任または事務所の移転に伴い住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動または事務所の移転の直前の住居から当該異動または事務所の移転の直後に在勤する事務所に勤務することが通勤距離等を考慮して困難であると認められたもののうち単身で生活することを常況とする職員で、直前に配偶者と同居していた住居と異動後当該職員が居住する住居の距離が60キロメートル以上離れた場合若しくは、これに相当する程度に通勤が困難な場合に支給する。

2 前項の規程によるやむを得ない事情等は次の各号によるものとする。

- (1) 配偶者が、疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が、引続き就業すること。
- (4) 配偶者が、職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引続き当該住宅に居住すること。
- (5) 配偶者が、職員と同居出来ないと認められる前各号に類する事情

3 単身赴任手当は、月額23,000円とする。なお、直前に配偶者と同居していた住居と異動後当該職員が居住する住居の距離が100キロメートル以上離れた場合には、別表8に掲げる金額を加算する。

4 単身赴任手当の支給を受ける職員が、その支給期間の全日数を勤務しなかったときはこれを支給しない。

(期末手当・勤勉手当)

第16条 期末手当・勤勉手当は、6月1日及び12月1日（これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、基準日において次の各号に掲げる職員以外のものに対して、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。その日が就業規則第18条第1項に規定する休日に当たるときは、その日の前においてその日に最も近い休日でない日に支払う。これらの基準日前1か月以内に退職し、または死亡した職員に対しても同様とする

(1) 就業規則第25条の規定による介護休業中の職員

(2) 就業規則第26条の規定による育児休業中の職員

2 期末手当・勤勉手当の金額は、別表9に掲げる金額とする。

(職務手当)

第17条 職務手当は、職員が担当する職務の内容、職務を遂行するために必要な技能や取得した資格、専門性、責任に重さを応じ、支給する。

2 職務手当の月額等は、別表10に掲げる額とする。

第4章 休職給

(休職者の給与)

第18条 就業規則第32条第1項第1号の規程により業務上の傷病による休職の場合は、これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により就業規則第32条に掲げる理由に該当して休職された時の給与は給料、扶養手当、住居手当及び期末手当とし、支給割合は次のとおりとする。

(1) 結核、および精神障害の場合は、満2年まで給与の100分の80を支給する。

(2) 前号に規定する以外の傷病による場合は、満1年まで給与の100分の80を支給する。

(3) 刑事事件で公訴により裁判所に勾留された場合は、その勾留の期間給与の100分の60を支給する。

(4) 前3号に定めるもののほか、休職を命ぜられた職員には支給をしない。

第5章 雜則

(給与基準の改定)

第19条 対馬市条例の給与等の改定により本規程の改定の必要が生じた場合は、対馬市の給与基準に準じて改定する。

(改正)

第20条 本規程を改正する場合には、職員を代表する者の意見を聞いた上、理事会の議決を得これを行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成17年4月1日より改正実施する。
- 3 この規程は、平成17年12月1日改正し平成17年4月1日より実施する。
別表1、別表2、別表4、別表8-③
- 4 この規程は、平成19年1月1日より改正実施する。
- 5 改正時の給与月額の算定にあたっては、対馬市の給与基準及び平成17年度人事院勧告の基準により算定する。
- 6 第9条第7項に規定する在級年数については、改正前の在級年数を次により加算する。

改正前の級	改正後の級
1級	1級
2級	
3級	2級
4級	
5級	3級
6級	4級
7級	5級
8級	6級

- 7 附則5により算定した給与月額が、改正前の規程により平成18年4月1日に支給されるとされた給料月額に達しない場合は、給料月額のほかに、その差額を給料として支給する。

- 8 この規程は、平成19年6月1日より改正実施する。

別表6、別表9

- 9 この規程は、平成20年1月19日より改正し、平成19年4月1日より実施する。

別表1、別表2、別表4、別表8-③

- 10 この規程は、平成20年10月1日より改正実施する。

第10条の改正

- 11 この規程は、平成21年6月1日より改正実施する。

別表8-③

- 12 この規程は、平成21年12月1日より改正実施する。

別表1、別表2、別表8-③

13 平成21年12月1日現在附則7に該当する職員の給料にあたっては、その給料の額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。

14 この規程は、平成22年4月1日より改正実施する。

第12条、第13条及び別表5、別表6

15 この規程は平成22年12月1日に改正し、平成22年4月1日より実施する。

別表1、別表2、別表8-③

16 平成22年12月1日の改正に当たり、特定職員(事務職員給料表を適用する職員のうち職務の級が6級以上のものをいう。)が、55歳に達成した日後における最初の4月1日(55歳に達した日後最初の4月1日以後に特定職員となった場合は特定職員となった日)以後の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額からそれぞれ当該各号に定める額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料が月額に100分の1.5を乗じた額(給料月額に100分の1.5を乗じた額を減じた額が、当該特定職員の職務の級の最低の号給に達しない場合は、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額を減じた額(以下「給料月額減額基礎額」という))

(2) 期末手当 それぞれの基準日において、当該特定職員が受けるべき期末手当の額に100分の1.5を乗じた額(給料月額減額基礎額に該当する職員については、当該特定職員が受けるべき期末手当の額から給料月額算定基礎額を基礎として算定された額を減じた額)

(3) 勤勉手当 それぞれの基準日において、当該特定職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の1.5を乗じた額(給料月額減額基礎額に該当する職員については、当該特定職員が受けるべき期末手当の額から給料月額算定基礎額を基礎として算定された額を減じた額)

17 平成22年12月1日現在附則7に該当する職員の給料にあっては、附則13の規定にかかわらず、その給料の額に100分の99.59を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。

18 平成22年12月支給の期末手当の額は、平成22年4月1日現在次表に該当する職員を除き、当該職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当月額の合計額に100分の0.28を乗じた金額に、本規則改正実施の日から前月までの月数を乗じた金額及び6月に支給された期末手当、勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額を減じた額とする。

給料表	職務の級	号給
-----	------	----

事務職員給料表	1級 2級 3級 4級 5級 6級	1号給から93号給まで 1号給から64号給まで 1号給から48号給まで 1号給から32号給まで 1号給から24号給まで 1号給から16号給まで
事業職員給料表		1号給から124号給まで

19 この規程は、平成26年4月1日より改正実施する。

別表6-②、別表9-(2)

20 この規程は、平成26年7月1日に改正し、平成26年4月1日より適用する。

別表1及び別表2(6条関係)

21 この規程は、平成26年10月1日より改正実施する。

22 この規程は、平成26年12月1日に改正し、平成27年1月1日より改正実施する。

第8条及び別表4、第9条、第16条、第18条、別表11

23 この規程は、平成27年3月1日に改正し、平成26年4月1日より実施する。

別表1、別表2、別表9-③

24 この規程は、平成27年3月1日に改正し、平成27年4月1日より実施する。

別表1、別表2、別表9-③

25 この規程は、平成27年4月1日より改正実施する。

別表7-②、別表10

26 この規程は、平成28年3月1日に改正し、平成27年4月1日より実施する。

別表1、別表2、別表9-③

27 この規程は、平成28年4月1日より改正実施する。

別表7-②

28 この規程は、平成29年3月1日に改正し、平成28年4月1日より実施する。

別表1、別表2、別表9-③

29 この規程は、平成29年4月1日より改正実施する。

別表5、別表9-③

30 この規程は、平成29年8月1日より改正実施する。

31 この規程は、平成30年3月1日に改正し、平成29年4月1日より実施する。

別表1、別表2、別表9-③

32 この規程は、平成31年3月1日に改正し、平成30年4月1日より実施する。

別表1、別表2、別表9-③

33 この規程は、令和2年3月1日に改正し、平成31年4月1日より実施する。

別表1、別表2、別表9-③

この規程は、令和2年4月1日より改正実施する。

別表6

3 4 この規程は、令和2年12月1日より改正実施する。

別表9-③

3 5 この規程は、令和3年4月1日から改正実施する。

別表7、別表10

3 6 この規程は、令和3年12月3日から改正実施する。

3 7 この規程は、令和4年4月1日から改正実施する。

別表7

3 8 この規程は、令和4年6月1日に改正し、令和3年12月1日から実施する。

別表9-③

3 9 この規程は、令和5年2月1日に改正し、令和4年4月1日から実施する。

別表1、別表2、別表9-③

4 0 この規程は、令和5年7月1日に改正し、令和5年4月1日から実施する。

別表7

4 1 この規程は、令和6年3月1日に改正し、令和5年4月1日から実施する。

別表1、別表2、別表9-③

4 2 この規程は、令和6年4月1日から実施する。

別表12

4 3 この規程は、令和7年3月1日に改正し、令和6年4月1日から実施する。

別表1、別表2、別表9-③

4 4 この規程は、令和7年4月1日から改正実施する。

第10条、別表4、別表5

4 5 この規程は、令和8年1月1日から改正実施する。

別表10

別表1（第6条関係）						
事務職員給料表						
職務の級 号俸	対馬市社会福祉協議会 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
2号	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
3号	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
4号	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
5号	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
6号	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
7号	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
8号	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
9号	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
10号	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
11号	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
12号	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
13号	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
14号	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
15号	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
16号	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
17号	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
18号	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
19号	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
20号	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
21号	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
22号	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
23号	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
24号	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
25号	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
26号	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
27号	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
28号	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
29号	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
30号	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
31号	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
32号	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
33号	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
34号	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
35号	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
36号	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700
37号	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
38号	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
39号	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500
40号	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
41号	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
42号	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800
43号	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
44号	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000
45号	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700

給与規程

対馬市社会福祉協議会

4 6 号	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400
4 7 号	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100
4 8 号	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800
4 9 号	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
5 0 号	244,000	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000
5 1 号	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500
5 2 号	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900
5 3 号	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
5 4 号	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
5 5 号	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800
5 6 号	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100
5 7 号	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
5 8 号	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
5 9 号	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
6 0 号	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
6 1 号	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
6 2 号	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
6 3 号	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
6 4 号	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
6 5 号	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
6 6 号	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
6 7 号	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
6 8 号	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
6 9 号	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
7 0 号	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
7 1 号	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
7 2 号	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
7 3 号	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
7 4 号	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
7 5 号	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
7 6 号	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
7 7 号	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
7 8 号	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
7 9 号	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
8 0 号	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
8 1 号	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
8 2 号	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
8 3 号	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
8 4 号	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
8 5 号	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
8 6 号	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
8 7 号	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
8 8 号	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
8 9 号	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
9 0 号	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
9 1 号	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
9 2 号	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
9 3 号	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
9 4 号		299,400	347,400			
9 5 号		299,700	347,800			

給与規程

対馬市社会福祉協議会

96号		300,100	348,200			
97号		300,300	348,400			
98号		300,600	348,800			
99号		301,000	349,200			
100号		301,400	349,500			
101号		301,600	349,800			
102号		301,900	350,200			
103号		302,200	350,600			
104号		302,500	351,000			
105号		302,700	351,500			
106号		303,000	351,900			
107号		303,300	352,300			
108号		303,600	352,700			
109号		303,800	353,200			
110号		304,200	353,600			
111号		304,600	353,900			
112号		304,900	354,200			
113号		305,100	354,700			
114号		305,300				
115号		305,600				
116号		306,000				
117号		306,200				
118号		306,400				
119号		306,700				
120号		307,000				
121号		307,400				
122号		307,600				
123号		307,900				
124号		308,200				
125号		308,500				
備考						
1	本給料表は、対馬市の給与条例に規定する「行政職給料表」を基準として定める。					

別表2(第6条関係)

事業職員給料表

対馬市社会福祉協議会

(令和6年4月1日～令和7年3月31日適用分)

号俸	給料月額	備考	号俸	給料月額	備考
1号	166,500	(1-1)	51号	229,100	
2号	167,700		52号	229,800	
3号	168,800		53号	236,800	(2-13)
4号	169,900		54号	237,400	
5号	171,200		55号	238,000	
6号	172,400		56号	238,600	
7号	173,600		57号	239,200	
8号	174,800		58号	239,800	
9号	175,800		59号	240,400	
10号	177,000		60号	240,900	
11号	178,300		61号	241,400	
12号	179,500		62号	241,900	
13号	180,600		63号	242,400	
14号	181,800		64号	242,900	
15号	183,100		65号	243,400	
16号	184,400		66号	243,900	
17号	185,700		67号	244,300	
18号	187,400		68号	244,800	
19号	189,100		69号	245,400	
20号	190,800		70号	245,900	
21号	192,500		71号	246,400	
22号	194,200		72号	246,800	
23号	195,800		73号	247,200	
24号	197,400		74号	247,700	
25号	199,000		75号	248,200	
26号	200,500		76号	248,600	
27号	202,000		77号	249,000	
28号	203,500		78号	249,500	
29号	205,000		79号	250,000	
30号	206,500		80号	250,400	
31号	208,000		81号	250,800	
32号	209,500		82号	251,300	
33号	211,000		83号	251,800	
34号	212,400		84号	252,200	
35号	213,800		85号	252,600	
36号	215,200		86号	253,000	
37号	216,600		87号	253,400	
38号	217,700		88号	253,800	
39号	218,800		89号	266,100	(3-29)
40号	219,900		90号	266,800	
41号	220,900		91号	267,400	
42号	221,800		92号	268,200	
43号	222,700		93号	269,000	
44号	223,600		94号	269,700	
45号	224,500		95号	270,400	
46号	225,300		96号	271,100	
47号	226,100		97号	271,800	
48号	226,900		98号	272,500	
49号	227,700		99号	273,200	
50号	228,400		100号	273,900	

給与規程

対馬市社会福祉協議会

101号	274,600		146号	296,700	
102号	275,300		147号	297,200	
103号	275,900		148号	297,700	
104号	276,500		149号	298,000	
105号	277,000		150号	298,500	
106号	277,500		151号	299,000	
107号	278,000		152号	299,300	
108号	278,500		153号	299,700	
109号	279,000		154号	300,200	
110号	279,500		155号	300,700	
111号	280,000		156号	301,200	
112号	280,400		157号	301,500	
113号	280,800		158号	301,900	
114号	281,300		159号	302,400	
115号	281,700		160号	302,900	
116号	282,200		161号	303,300	
117号	282,600		162号	303,700	
118号	283,100		163号	304,000	
119号	283,600		164号	304,300	
120号	284,100		165号	304,600	
121号	284,600		166号	305,000	
122号	285,200		167号	305,300	
123号	285,800		168号	305,700	
124号	286,400		169号	306,000	
125号	287,000		170号	306,400	
126号	287,600		171号	306,800	
127号	288,200		172号	307,100	
128号	288,800		173号	307,300	
129号	289,300		174号	307,600	
130号	289,800		175号	307,900	
131号	290,300		176号	308,100	
132号	290,800		177号	308,300	
133号	291,300		178号	308,600	
134号	291,800		179号	308,900	
135号	292,200		180号	309,100	
136号	292,600				
137号	293,000				
138号	293,400				
139号	293,800				
140号	294,200				
141号	294,600				
142号	295,000				
143号	295,400				
144号	295,900				
145号	296,200				

備考

1 本給料表は、「行政職給料表Ⅱ」を基準として定める。

別表1（第6条関係）						
事務職員給料表						
職務の級 号俸	対馬市社会福祉協議会 (令和7年4月1日～適用分)					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
2号	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
3号	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
4号	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
5号	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
6号	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
7号	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
8号	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
9号	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
10号	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
11号	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
12号	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
13号	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
14号	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15号	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16号	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
17号	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18号	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19号	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20号	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21号	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22号	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
23号	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24号	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25号	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26号	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27号	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28号	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29号	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30号	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31号	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32号	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33号	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34号	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35号	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36号	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37号	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38号	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39号	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40号	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41号	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42号	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43号	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44号	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45号	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400

給与規程

対馬市社会福祉協議会

4 6 号	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
4 7 号	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
4 8 号	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
4 9 号	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
5 0 号	244,000	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
5 1 号	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
5 2 号	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
5 3 号	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
5 4 号	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
5 5 号	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
5 6 号	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
5 7 号	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
5 8 号	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
5 9 号	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
6 0 号	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
6 1 号	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
6 2 号	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
6 3 号	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
6 4 号	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
6 5 号	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
6 6 号	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
6 7 号	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
6 8 号	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
6 9 号	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
7 0 号	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
7 1 号	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
7 2 号	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
7 3 号	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
7 4 号	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
7 5 号	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
7 6 号	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
7 7 号	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
7 8 号	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
7 9 号	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
8 0 号	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
8 1 号	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
8 2 号	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
8 3 号	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
8 4 号	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
8 5 号	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
8 6 号	256,000	297,100	346,000			
8 7 号	256,300	297,400	346,400			
8 8 号	256,600	297,700	346,800			
8 9 号	256,900	298,000	347,000			
9 0 号	257,200	298,300	347,400			
9 1 号	257,500	298,600	347,800			
9 2 号	257,800	299,000	348,200			
9 3 号	258,100	299,200	348,400			
9 4 号		299,400	348,800			
9 5 号		299,700	349,200			

給与規程

対馬市社会福祉協議会

96号		300,100	349,500			
97号		300,300	349,800			
98号		300,600	350,200			
99号		301,000	350,600			
100号		301,400	351,000			
101号		301,600	351,500			
102号		301,900	351,900			
103号		302,200	352,300			
104号		302,500	352,700			
105号		302,700	353,200			
106号		303,000	353,600			
107号		303,300	353,900			
108号		303,600	354,200			
109号		303,800	354,700			
110号		304,200				
111号		304,600				
112号		304,900				
113号		305,100				
114号		305,300				
115号		305,600				
116号		306,000				
117号		306,200				
118号		306,400				
119号		306,700				
120号		307,000				
121号		307,400				
122号		307,600				
123号		307,900				
124号		308,200				
125号		308,500				
備考						
1	本給料表は、対馬市の給与条例に規定する「行政職給料表」を基準として定める。					

別表2(第6条関係)

事業職員給料表

対馬市社会福祉協議会

(令和7年4月1日～令和8年3月31日適用分)

号俸	給料月額	備考	号俸	給料月額	備考
1号	185,700	(1-1)	51号	237,200	
2号	187,400		52号	237,500	
3号	189,100		53号	245,400	(2-13)
4号	190,800		54号	245,900	
5号	192,500		55号	246,400	
6号	194,200		56号	246,800	
7号	195,800		57号	247,200	
8号	197,400		58号	247,700	
9号	199,000		59号	248,200	
10号	200,500		60号	248,600	
11号	202,000		61号	249,000	
12号	203,500		62号	249,500	
13号	205,000		63号	250,000	
14号	206,500		64号	250,400	
15号	208,000		65号	250,800	
16号	209,500		66号	251,300	
17号	211,000		67号	251,800	
18号	212,400		68号	252,200	
19号	213,800		69号	252,600	
20号	215,200		70号	253,000	
21号	216,600		71号	253,400	
22号	217,700		72号	253,800	
23号	218,800		73号	254,200	
24号	219,900		74号	254,600	
25号	220,900		75号	255,000	
26号	221,800		76号	255,400	
27号	222,700		77号	255,800	
28号	223,600		78号	256,200	
29号	224,500		79号	256,600	
30号	225,300		80号	257,000	
31号	226,100		81号	257,300	
32号	226,900		82号	257,700	
33号	227,700		83号	258,100	
34号	228,400		84号	258,400	
35号	229,100		85号	258,700	
36号	229,800		86号	259,100	
37号	230,500		87号	259,500	
38号	231,100		88号	259,800	
39号	231,700		89号	272,500	(3-29)
40号	232,300		90号	273,200	
41号	233,000		91号	273,900	
42号	233,500		92号	274,600	
43号	234,000		93号	275,300	
44号	234,500		94号	275,900	
45号	235,000		95号	276,500	
46号	235,400		96号	277,000	
47号	235,800		97号	277,500	
48号	236,200		98号	278,000	
49号	236,600		99号	278,500	
50号	236,900		100号	279,000	

給与規程

対馬市社会福祉協議会

101号	279,500		146号	301,200	
102号	280,000		147号	301,500	
103号	280,400		148号	301,900	
104号	280,800		149号	302,400	
105号	281,300		150号	302,900	
106号	281,700		151号	303,300	
107号	282,200		152号	303,700	
108号	282,600		153号	304,000	
109号	283,100		154号	304,300	
110号	283,600		155号	304,600	
111号	284,100		156号	305,000	
112号	284,600		157号	305,300	
113号	285,200		158号	305,700	
114号	285,800		159号	306,000	
115号	286,400		160号	306,400	
116号	287,000		161号	306,800	
117号	287,600		162号	307,100	
118号	288,200		163号	307,300	
119号	288,800		164号	307,600	
120号	289,300		165号	307,900	
121号	290,300		166号	308,100	
122号	290,800		167号	308,300	
123号	291,300		168号	308,600	
124号	291,800		169号	308,900	
125号	292,200		170号	309,100	
126号	292,600		171号	309,300	
127号	293,000		172号	309,600	
128号	293,400		173号	309,900	
129号	293,800		174号	310,100	
130号	294,200		175号	310,300	
131号	294,600		176号	310,600	
132号	295,000		177号	310,900	
133号	295,400		178号	311,100	
134号	295,900		179号	311,300	
135号	296,200		180号	311,600	
136号	296,700				
137号	297,200				
138号	297,700				
139号	298,000				
140号	298,500				
141号	299,000				
142号	299,300				
143号	299,700				
144号	300,200				
145号	300,700				

備考

1 本給料表は、「行政職給料表Ⅱ」を基準として定める。

別表3（第7条関係）

(1) 学歴加算

対馬市条例に定める学歴区分による修学年数から12を減じた年数を加算する。

(2) 職務経験による加算

職務経験換算表

職歴	換算率	備考
国家公務員、地方公務員 又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての期間	職務の種類が類似している職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下 部内の他の職員との均衡を著しく失する場合はこの限りではない。
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	その経験が直接関係があると認められる職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下
その他の期間	特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間でその職務が直接関係があると認められる職務に従事した期間	100/100以下
	技能、労務等の職務に従事した期間でその職務が職員として関係があると認められる職務に従事した期間	50/100以下 部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は80/100以内
	その他の期間	25/100以下 部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は50/100以内
経験年数の換算		
経験年数の換算を行う場合は、次により算出した号数を加算する。		
①経験年数が5年までの期間の月数：12で除した号数（1未満切り捨て）		
②経験年数が5年を超える期間の月数：18で除した号数（1未満切り捨て）		

別表4（第8条関係）

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務の内容
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	係長及び主査の職務
4級	1 課長及び支所長の職務 2 参事の職務 3 困難な業務を掌握する係長の職務
5級	1 事務局長の職務 2 課長及び支所長の職務 3 参事の職務
6級	1 事務局長の職務 2 課長及び支所長の職務

別表5（第11条関係）

扶養手当の月額

支給対象者	支給月額	
配偶者	1人につき	3,000円
父母等	1人につき	6,500円
第11条第2項第2号に該当する扶養家族	1人につき	11,500円
教育加算	1人につき	5,000円

別表6（第13条関係）

住居手当の月額

- ① 家賃を支払っている場合（第1項第1号該当）

区分	基準額
A 家賃の月額から控除する額	16,000円
B Aを超えて家賃を支払っている場合の満額支給限度額	11,000円
C A+Bを超えて家賃を支払っている場合、当該超えた額の2分の1支給限度額	16,000円
D 最高支給限度額	28,000円

支給月額の計算	
① 月額16,000円以下の家賃を支払っている場合	0円
② 月額16,000円を超え23,000円以下の家賃を支払っている場合	
家賃の額-16,000円=支給月額	
③ 月額23,000円を超え55,000円以下の家賃を支払っている場合	
(家賃の額-23,000円) × 1/2 + 11,000円=支給月額	
④ 月額55,000円を超える家賃を支払っている場合	28,000円

- ② 単身赴任手当を支給される職員の配偶者等（第1項第3号及び第4号該当）

- (1) 家賃を支払っている職員の支給額（上記①の額）の1/2

別表7（第14条関係）

通勤手当の月額

① 交通機関を利用して通勤する場合の支給月額

区分		基準額
A	支払っている運賃等に対する満額支給額	45,000円
B	Aを超えて運賃等を支払っている場合、当該2分の1の支給限度額	5,000円
C	最高支給限度額(A+B)	50,000円
(1)	支給月額の計算	
①	月額45,000以下の運賃を支払っている場合	運賃相当額
②	月額45,000円を超える55,000以下の運賃を支払っている場合 (運賃相当額 - 45,000円) × 1/2 + 45,000円	
③	月額55,000円以上の運賃を支払っている場合	50,000円
(2)	運賃等の算定は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法で行う	

② 自動車等を使用して通勤する場合の支給月額

通勤距離の区分	支給月額
片道 2km以上3km未満	1,200円
片道 3km以上4km未満	1,800円
片道 4km以上5km未満	2,400円
片道 5km以上6km未満	3,150円
片道 6km以上7km未満	3,700円
片道 7km以上8km未満	4,250円
片道 8km以上9km未満	4,800円
片道 9km以上10km未満	5,350円
片道 10km以上11km未満	5,900円
片道 11km以上12km未満	6,450円
片道 12km以上13km未満	7,000円
片道 13km以上14km未満	7,550円
片道 14km以上15km未満	8,100円
片道 15km以上16km未満	8,650円
片道 16km以上17km未満	9,200円
片道 17km以上18km未満	9,750円
片道 18km以上19km未満	10,300円
片道 19km以上20km未満	10,850円
片道 20km以上21km未満	11,400円
片道 21km以上22km未満	11,950円
片道 22km以上23km未満	12,500円
片道 23km以上24km未満	13,050円
片道 24km以上25km未満	13,600円
片道 25km以上26km未満	14,150円
片道 26km以上27km未満	14,700円
片道 27km以上28km未満	15,250円
片道 28km以上29km未満	15,800円
片道 29km以上30km未満	16,350円
片道 30km以上31km未満	16,900円
片道 31km以上32km未満	17,400円
片道 32km以上33km未満	17,900円
片道 33km以上34km未満	18,400円
片道 34km以上35km未満	18,900円
片道 35km以上36km未満	19,400円
片道 36km以上37km未満	19,900円
片道 37km以上38km未満	20,400円
片道 38km以上39km未満	20,900円
片道 39km以上40km未満	21,400円
片道 40km以上41km未満	21,600円
片道 41km以上42km未満	22,050円
片道 42km以上43km未満	22,500円
片道 43km以上44km未満	22,950円
片道 44km以上45km未満	23,400円
片道 45km以上46km未満	23,850円
片道 46km以上47km未満	24,300円
片道 47km以上48km未満	24,750円
片道 48km以上49km未満	25,200円
片道 49km以上50km未満	25,650円
片道 50km以上51km未満	25,900円
片道 51km以上52km未満	26,300円
片道 52km以上53km未満	26,700円
片道 53km以上54km未満	27,100円
片道 54km以上55km未満	27,500円
片道 55km以上56km未満	27,900円
片道 56km以上57km未満	28,300円
片道 57km以上58km未満	28,700円
片道 58km以上59km未満	29,100円
片道 59km以上60km未満	29,500円
片道 60km以上61km未満	29,700円
片道 61km以上62km未満	30,050円
片道 62km以上63km未満	30,400円
片道 63km以上64km未満	30,750円
片道 64km以上65km未満	31,100円
片道 65km以上	31,450円

別表8（第15条関係）

単身赴任手当の加算額

職員の住居から配偶者等の住居の距離	支 給 月 額	
100km以上	300km未満	6,000円
300km以上	500km未満	12,000円
500km以上	700km未満	18,000円
700km以上	900km未満	24,000円
900km以上	1100km未満	30,000円
1100km以上	1300km未満	35,000円
1300km以上	1500km未満	40,000円
1500km以上		45,000円

別表9（第16条関係）

期末・勤勉手当の支給額

① 期末手当の支給額

期末手当 = 期末手当基礎額 × 支給率 × 期間率

期末手当基礎額 = 給料月額 + 扶養手当 + (給料月額 × 役付加算割合)
(円未満切捨て)

② 勤勉手当の支給額

勤勉手当 = 勤勉手当基礎額 × 支給率 × 期間率

勤勉手当基礎額 = 給料月額 + (給料月額 × 役付加算割合)
(円未満切捨て)

③ 支給率

(令和6年12月期)

基 準 日	支 給 率	
	期 末 手 当	勤 勉 手 当
6月1日	1.225	1.025
12月1日	1.275	1.075

③ 支給率

(令和7年度以降)

基 準 日	支 給 率	
	期 末 手 当	勤 勉 手 当
6月1日	1.250	1.050
12月1日	1.250	1.050

(4) 期間率

期 末 手 当		勤 勉 手 当	
基準日以前6月以内の在職期間	期間率	基準日以前6月以内の勤務期間	期間率
6月	100/100	6月	100/100
5月以上6月未満	80/100	5月15日以上6月未満	95/100
3月以上5月未満	60/100	5月以上5月15日未満	90/100
3月未満	30/100	4月15日以上5月未満	80/100
		4月以上4月15日未満	70/100
		3月15日以上4月未満	60/100
		3月以上3月15日未満	50/100
		2月15日以上3月未満	40/100
		2月以上2月15日未満	30/100
		1月15日以上2月未満	20/100
		1月以上1月15日未満	15/100
		15日以上1月未満	10/100
		15日未満	5/100
		零	0/100

(5) 役付加算の率

(1) 事務職員給料表を適用される職員

職 务	加 算 割 合
職務の級4級、5級及び6級の職員	10/100
職務の級3級の職員	5/100

別表10（第17条関係）

職務手当の月額等

(1) 職員の内次の資格を有する職員

資 格 名 称	月 額 支 給 額
社会福祉士	2,500円
介護福祉士（介護事業に従事する職員に限る）	2,500円

(2) 職員の内次の職務に従事する職員

職務手当の支給を受ける職務	月 額 支 給 額
介護保険事業所等の管理者	10,000円
介護保険事業所等の副管理者	7,500円
主任介護支援専門員	5,000円
介護支援専門員	2,500円
主任相談支援専門員	5,000円
相談支援専門員	2,500円
訪問介護員	2,500円
看護師	2,500円
サービス提供責任者	2,500円
生活相談員	2,500円
成年後見専門員	2,500円
成年後見支援員	2,500円
生活支援コーディネーター	2,500円

(3) 職員の内次の職務に従事する職員

職務手当の支給を受ける職務	日 額 支 給 額
介護保険事業所等で24時間対応する者	250円

- ※1 上記（1）及び（2）の手当については、第10条に規定する管理職手当と重複して支払わない。
- 2 上記（1）及び（2）の手当が重複する場合は、該当する手当の内最も高額なもの1つを支給する。
- 3 上記（3）の手当は、（1）及び（2）の手当の支給の有無に関わらず支給する。

別表11（第9条第2項関係）

昇給基準

昇給区分	極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
事務職員給料表 6級の職務の職員	8号給以上	6号給	3号給	2号給	0号給
55歳以上	2号給以上	1号給	0号給	0号給	0号給
その他の職員	8号給以上	6号給	4号給	2号給	0号給

※ 平成18年4月1日から平成19年1月1日までの期間は次による

昇給区分	極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
事務職員給料表 6級の職務の職員	6号給以上	4号給	2号給	1号給	0号給
55歳以上	3号給以上	2号給	1号給	0号給	0号給
その他の職員	6号給以上	4号給	3号給	1号給	0号給

別表12（第9条第7項関係）

事務職員給料表 昇格時号給対応表

昇給した日の前日の受けつい た号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2
11	1	1	1	3	3
12	1	1	1	4	4
13	1	1	1	5	5
14	1	2	1	6	6
15	1	3	1	7	7
16	1	4	1	8	8
17	1	5	1	9	9
18	1	6	2	10	10
19	1	7	3	11	11
20	1	8	4	12	12
21	1	9	5	13	13
22	1	10	6	14	14
23	1	11	7	15	15
24	1	12	8	16	16
25	1	13	9	17	17
26	1	14	10	18	18
27	1	15	11	19	19
28	1	16	12	20	20
29	1	17	13	21	21
30	1	18	14	22	22
31	1	19	15	23	23
32	1	20	16	24	24
33	1	21	17	25	25
34	2	22	18	26	26
35	3	23	19	27	27
36	4	24	20	28	28
37	5	25	21	29	29
38	6	26	22	30	30
39	7	27	23	31	31
40	8	28	24	32	32
41	9	29	25	33	33

給 与 規 程

対馬市社会福祉協議会

42	10	30	26	34	34
43	11	31	27	35	35
44	12	32	28	36	36
45	13	33	29	37	37
46	14	34	30	38	38
47	15	35	31	39	39
48	16	36	32	40	40
49	17	37	33	41	41
50	18	38	34	42	41
51	19	39	35	43	42
52	20	40	36	44	42
53	21	41	37	45	43
54	22	42	38	46	43
55	23	43	39	47	44
56	24	44	40	48	44
57	25	45	41	49	45
58	25	45	42	50	45
59	25	46	43	51	46
60	26	46	44	52	46
61	26	47	45	53	47
62	26	47	45	54	47
63	27	48	45	55	48
64	27	48	46	56	48
65	27	49	46	57	49
66	28	49	46	58	49
67	28	50	47	59	50
68	28	50	47	60	50
69	29	51	47	61	50
70	29	51	48	62	50
71	30	52	48	63	50
72	30	52	48	64	50
73	31	53	49	65	50
74	31	53	49	66	50
75	32	53	49	67	50
76	32	53	50	68	50
77	33	54	50	68	51
78	33	54	50	68	51
79	34	54	51	68	51
80	34	54	51	68	51
81	35	55	51	69	51
82	35	55	52	69	51
83	36	55	52	69	51
84	36	55	52	69	51

給 与 規 程

対馬市社会福祉協議会

85	37	56	53	69	51
86	37	56	53	70	51
87	38	56	53	70	51
88	38	56	53	70	51
89	39	57	54	71	52
90	39	57	54	72	52
91	40	57	54	73	52
92	40	57	54	74	52
93	41	57	55	75	53
94		58	55		
95		58	55		
96		58	55		
97		58	55		
98		58	56		
99		59	56		
100		59	56		
101		59	56		
102		59	56		
103		59	57		
104		60	57		
105		60	57		
106		60	57		
107		60	57		
108		60	58		
109		60	58		
110		61	58		
111		61	58		
112		61	58		
113		61	59		
114		61			
115		61			
116		62			
117		62			
118		62			
119		62			
120		62			
121		62			
122		63			
123		63			
124		63			
125		63			

様式第1号（第7条関係）

初任給計算書

氏名			採用年月日			
学歴 免許資格			大学・短大 高校・中学	+	適用 給料表	
自年月日	至年月日	経歴	左の年月数	換算率	換算年月	
計						
調整年数	経験年(月)数	等級	資格年数	差引き残年(月)数		
年						
初任給	経験年数により加える号級				上位等級初号相当号級	
	学歴超過分	12月で除した分	18月で除した分	計		
		0年	0年	0年		
算定等級号級	決定等級号給	残月数	次期昇給日			
備考						

様式第2号（第11条関係）

扶養親族届

各庁の長	勤務先			
	職		氏名	印

規定に基づき次のとおり届け出ます。

(証明書 通添付)

届出の理由（該当する□に印を付するとともに、事実の発生年月日を記入すること。）

1 新たに職員となった（□配偶者がいない）2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある。（□配偶者がいない）3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある。

(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を越えた者を除く。)

4 配偶者のいない職員となった。（3に該当する場合を除く。）

年 月 日

5 配偶者を有するに至った。（2に該当する場合を除く。）

年 月 日

届出の理由1～3に該当する場合の記入欄

扶養親族の 氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実 の発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金額		

(注)1.「続柄」欄には、職員との続柄（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）を記入する。

2.「同居・別居の別」欄を別居の場合の住所地は市町村名まで記入する。

3.「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。

4.「届出の事由」欄には、届出の事由の2又は3に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

参考 <上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいる場合、配偶者が給与法適用職員であって別途扶養手当を受給している場合等、認定上参考になると思われる事項があれば記入する。>

--

各庁の長記入欄

上記のとおり認定する。 年 月 日 対馬市社会福祉協議会会长	認取 印者	事務局長	支所長		係
--------------------------------------	----------	------	-----	--	---

給 与 規 程

対馬市社会福祉協議会

様式第3号（第13条関係）

住居届

年 月 日

									主な届出の理由			
	勤務先		支所				<input type="checkbox"/> 新規		<input type="checkbox"/> 住宅の所有関係の変更			
			班				<input type="checkbox"/> 転居		<input type="checkbox"/> 支給要件の喪失			
対馬市社会福祉協議会会长 殿	職	氏名					<input type="checkbox"/> 契約関係の変更（契約の更新を含む）					
						印	<input type="checkbox"/> 家賃の額の改定		<input type="checkbox"/> その他（　　）			
									上記事実の発生年月日	年	月	日

規定に基づき、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。

(契約書等証明書類 通添付)

借家・借間	契約年月日	年月日	契約期間	年月日から 年月日まで	
	住宅の所在地	長崎県対馬市		住宅への入居日	年月日
	住宅の種類	<input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 借間 <input type="checkbox"/> まかない付下宿	住宅の契約面積		m ²
	住宅の所有者	続柄()		住所	
	住宅の貸主	続柄()		住所	
	住宅の名義上の貸主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族(氏名) 共同名義人が(いる・いない) [氏名]			続柄()
	家賃等	月額 (年月日から)	円	左記家賃には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付下宿代)	
住宅の住所地	長崎県対馬市		住宅への入居日	年月日	
自宅の所有関係	所有権の ある住宅	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人の扶養親族 <input type="checkbox"/> 職員である配偶者 <input type="checkbox"/> 職員である扶養親族			所有権の保存又は移転登記年月日 (年月日)
	その他の住宅 留保されて いる住宅	<input type="checkbox"/> 一親等の血族又は姻族(上欄に掲げる者と共有しているときに限り記入)			
	譲渡担保の 目的となつ てている住宅	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人の扶養親族 <input type="checkbox"/> 職員である配偶者 <input type="checkbox"/> 職員である扶養親族			所有権の保存又は移転登記年月日 (年月日)
	住宅の取得理由	<input type="checkbox"/> 新築した <input type="checkbox"/> 相続した <input type="checkbox"/> 購入した <input type="checkbox"/> 贈与された <input type="checkbox"/> その他の取得理由 ()			
	住宅の新築又は購入がなされた日	年月日			
	同居者	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 一親等の血族又は姻族 <input type="checkbox"/> その他			
	世帯主氏名(主たる生計維持者)				

口 借家・借間

自 宅 (新築又は購入に係る住宅 (5年を経過する日: 年 月 日))

上記のとおり	<input type="checkbox"/> 確認する。 <input type="checkbox"/> 確認し、家集の類に相当する類は 印を算定する
--------	---

年	月	日	印	取扱者	事務局長	支所長		係
対馬市社会福祉協議会会长			印					

給与規程

対馬市社会福祉協議会

様式第4号（第14条関係）

通勤届

年月日提出

対馬市社会福祉協議会会長 殿			勤務箇所				主な届出理由		
			所在地				<input type="checkbox"/> 新規（異動の場合も含む） <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 上記事実の発生年月日 年月日		
職名		氏名	印						
住所	長崎県対馬市								
順路	通勤方法の別	区間	距離(概算)	所要時間(概算)	乗車券等の種類	左額の乗車券等の金額	備考		
		から ()まで	k m . .	時間 分 .: :		円			
		から ()まで	k m . .	時間 分 .: :					
		から ()まで	k m . .	時間 分 .: :					
通勤経路の略図（経路朱線）					通勤距離(概算)				
					総所要時間(概算)				
					平均1月間の運賃率の負担額				
					総通勤距離2km未満の場合 交通機関等を利用する場合				
確認及び決定事項（提出者は記入しないこと。）年月日受理									
順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券回数券その他の別	1月の運賃等の額の算出基礎	1月の運賃等の別	決定事項			
	交通機関等の名称	利区間				該当理由	通勤距離2km以上	<input type="checkbox"/> 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自転車等利用	
1			通勤距離2km未満	<input type="checkbox"/> 離島等 <input type="checkbox"/> 身体障害					
2			通勤手当の月額	円					
(備考)						非該当理由			
規定に従い上記のとおり確認し決定する。 年月日				認印	事務局長	支所長	係		
対馬市社会福祉協議会会長									
記入上の注意									
1.この届には、通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。 2.「主たる届出事項」欄には、この届を行う主たる原因の1のみを付する。 3.「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、バス等の別を記入する。 4.「乗車券等の種類」欄には、1ヶ月定期の額、10枚綴り券等の別を記入する。 5.「左欄の乗車券等の額」欄には、1ヶ月定期の額、10枚綴り券等に応する額を記入する。 6.「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道および月間の使用枚数等を記入する。 7・往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄のその旨と理由を記入し、順路中の空欄に異なる部分を記入する。									

給与規程

対馬市社会福祉協議会

様式第5号(第15条関係)

単身赴任届

年月日

対馬市社会福祉協議会長 様	職名	氏名	印
勤務箇所	所在地		
届出の理由 ()	<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 異動 <input type="checkbox"/> 3 転居 (<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者) <input type="checkbox"/> 4 その他		
	上記事実の発生年月日 年月日		

給与規程第15条の規定に基づき、次の通り配偶者等との別居の状況等を届け出ます。
(住民票等証明書類 通添付)

1 異動直前の居住状況等

異動の発令年月 日	年月日			
本人の住居		入居年月日	年月日	
同居者	<input type="checkbox"/> 配偶者	<input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日)		

2 現在の居住状況等

配偶者と別居した年月日	年月日			
配偶者と別居した事情				
本人の住居				
本人の住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄)	<input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄)		
配偶者の住居	異動直前の本人の住所 と	<input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる(入居年月日 年月日)		
異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法		(2号紙(1))		
配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法		(2号紙(2))		
配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法		(2号紙(3))		

※給与支給権者記載欄

上記のとおり <input type="checkbox"/> 確認する。 <input type="checkbox"/> 確認し、	<input type="checkbox"/> 単身赴任手当の月額を 円と決定する。 <input type="checkbox"/> 給与規程第15条第3項の規定による加算額を 円、単身赴任手当の月額を 円と決定する。			
年月日 対馬市社会福祉協会会长 印	認取印扱者	事務局長	支所長	係

給 与 規 程

対馬市社会福祉協議会

(1) 異動直前の住居から勤務箇所までの通勤経路及び方法(配偶者とともに住居を移転し、その後に別居した場合記入不要)

順路	通勤方法の別	区間	順路	通勤方法の別	区間	距離
1		住居から(経由)まで	※任命権者記入欄	1	住居から(経由)まで	km
2		住居から(経由)		2	住居から(経由)	km
3		住居から(経由)		3	住居から(経由)	km
4		住居から(経由)		4	住居から(経由)	km
5		住居から(経由)		5	住居から(経由)	km
6		住居から(経由)		計(給与規程第15条の規定による通勤距離)		

経路略図(経路朱線)

(2) 配偶者の住居から勤務箇所までの通勤経路及び方法(配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じ場合記入不要)

順路	通勤方法の別	区間	順路	通勤方法の別	区間	距離
1	住居から(経由)	まで	※任命権者記入欄	1	住居から(経由)	まで
2	住居から(経由)			2	住居から(経由)	km
3	住居から(経由)			3	住居から(経由)	km
4	住居から(経由)			4	住居から(経由)	km
5	住居から(経由)			5	住居から(経由)	km
6	住居から(経由)			計(給与規程第15条の規定による通勤距離)		km

経路略図(経路朱線)

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	通勤方法の別	区間	※任命権者記入欄	順路	通勤方法の別	区間	距離
1		住居から(経由)まで		1		住居から(経由)まで	km
2		住居から(経由)		2		住居から(経由)	km
3		住居から(経由)		3		住居から(経由)	km
4		住居から(経由)		4		住居から(経由)	km
5		住居から(経由)		5		住居から(経由)	km
6		住居から(経由)		計(給与規程第15条の規定による通勤距離)			km

経路略図(経路朱線)